

(風水害等) 警報発令の生徒登下校と保護者への 連絡について

平成24年4月12日
海南市立下津第一中学校

平成22年5月27日から、気象警報・注意報は市町村ごとに発表されることになりましたので、今までの警報発令時の生徒登下校が少し変わります。

海南市に警報が発令されているとき、または、震度5弱以上の地震が発生した場合
→自宅待機
紀北に警報がでているが、海南市に警報が出ていない場合→登校
※警報は防災行政無線「警報発令時は、必ずサイレンが鳴る」・テレビ「NHKのテロップ・テレビ和歌山放送のd(データ)ボタン」・気象庁のホームページ等で確認できます。

このことについて、生徒の安全確保にご協力下さい。

1. 生徒の在宅時 (登校について)

①警報が発令された場合、生徒は保護者の管理下で自宅待機させて下さい。また、地震、津波、火災等が発生し、危険が予測される場合も、一時登校を見合わせてください。

※ただし、「**波浪(高潮)警報**」だけの発令時については、様子を見て登校させる場合があります。その際は、学級連絡網で連絡します。

②警報は発令させていないが、危険な状況と思われる場合について

- a. 学校が判断した時、学級連絡網で保護者に連絡します。
- b. 地区の状況等により、地区長が判断した時は、学校へ連絡し、協議決定し、学級連絡網で保護者に連絡します。
- c. その他、個々の状況下で保護者が判断した時は、保護者の管理下で自宅待機させ、学校に連絡下さい。

③警報が解除された時の処置について

- a. 午前11時までに解除された場合は、昼食や学習の用意をして登校させて下さい。
- b. 午前11時までに解除されない場合は、臨時休業となります。
* a. b. いずれの場合も、学級連絡網を通じ学校から連絡します。

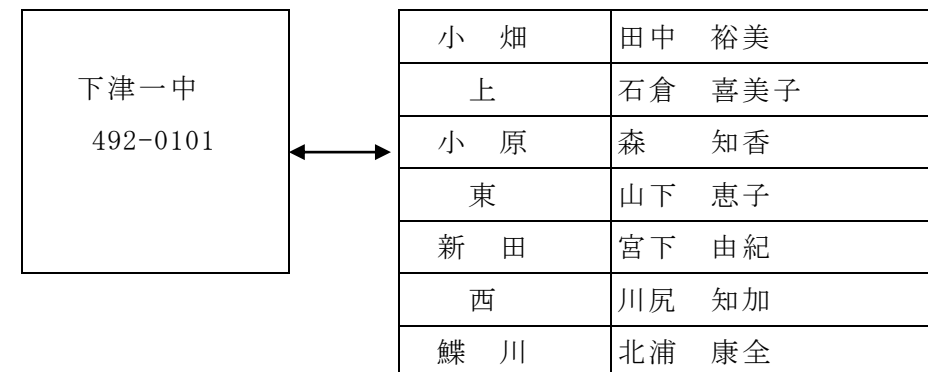
2. 生徒の在校時 (下校について)

- ①早期に生徒の下校が必要と判断した場合は、必要に応じて職員が引率し、集団下校させます。
 - ②下校困難、学校での待機が安全と判断した場合は、学校の管理下で待機させます。
3. 保護者・地区の人で、生徒の登下校に危険な状況箇所を発見した場合には、恐れ入りますが、ただちに学校にも連絡して下さい。

4. 地震、津波、火災の災害も、これを準用します。

5. 緊急以外にも、学級連絡網で連絡する場合があります。

緊急連絡



必ず、目につく場所に貼っておいてください。